|  |  |
| --- | --- |
| 措置要件 | 期間 |
| 1　入札参加資格者本人又は入札参加資格者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員である場合又は暴力団若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められるとき。 | 当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。 |
| 2　入札参加資格者又はその役員等（経営に実質的に関与している者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 | 当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。 |
| 3　入札参加資格者又はその役員等が暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 |
| 4　入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。 |
| 5　入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。 |
| 6　入札参加資格者又はその役員等が、公共事業等に関係する下請・再委託、資材・原材料の購入その他の契約に当たり、第1号から第4号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。 |
| 7　入札参加資格者が第15条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。 |